

ティム・ヘイワードのグローバル正義論—— 現実を踏まえた規範理論の発展を目指して*

岩城志紀

概要

In formulating theories of global justice, some philosophers emphasise *moral truth*. They seek to identify principles of morality which must stand irrespective of people's moral beliefs (what people *believe* to be morally true). Meanwhile, others also consider the *actual circumstances which characterise the real world*. Tim Hayward is one of the contemporary philosophers who have emphasised such worldly realities. His theory has not attracted much attention in Japan. But his contributions have been widely recognised in the European and the North American contexts. In this research note, I shall highlight several key elements which constitute Hayward's theory of global justice: namely, his theory of human rights; his theory of systemic harm; his theory of global finance; and his theory of the state. In each element, worldly realities are taken to be of great importance. I shall close this note by listing the five worldly realities which Hayward has tried to integrate in the philosophy of global justice.

Keywords: ヘイワード, 人権, 世界経済, 環境, 金融, 国家

1 はじめに

世界の富裕層は、世界の貧困層の状況を改善する道徳的責任を負っているのか(責任の有無)。また、富裕層がそのような責任を負っているのだとすれば、それはなぜなのか(責任の根拠)。「グローバル正義の哲学」という分野は、これらの疑問に答えるべく発展してきた*1。富裕層の責任の根拠について論じる方

*1 さらに、この分野においては、上記2つの論点に加え、富裕層はどのような方法で貧困層の状況を改善すべきか(問題解決案)、という点も議論されてきた。

法は、大まかに言えば2つある。まず、富裕層の問題解決能力(資産、技術、時間的ゆとりなど)に注目し、応能責任(各人の能力に応じた責任)を論じる方法である。例えば、ピーター・シンガーは、この応能責任に注目し、次のような論を組み立てている(Singer 1972)。ある池に溺れている人がいるとしよう。もし私が、自ら多大な犠牲を払うことなく、この人を救助できるのならば、私は救助を行う義務を負う。シンガーによれば、この場合と同様、もし富裕層が多大な犠牲を払わずに貧困層の状況を改善できるのであれば、富裕層は貧困層の状況を改善する義務を負う、というのである。シンガーの考えでは、この原則は道徳的真理であり、したがってわれわれの一般的心理や信条にかかわらず成立する。彼の言葉を借りれば、この原則は、「どんなにそれが奇妙に見えても、妥当に違いない」のである(Singer 1972, 236)。近年では、サイモン・ケイニーが似たような立場を採用している(Caney 2005)。

一方、富裕層の責任の根拠について論じるもうひとつの方法は、「道徳的真理」からではなく、「現実世界の複雑性」からスタートし、論を組み立てるやり方である(現実的アプローチ)。このアプローチをとる哲学者は、主に世界経済の仕組みや価値観の多様性といった現実に着目してきた。(例えば価値観の文化的多様性に着目する例として、Miller 2007。)そうした哲学者の中には、人々の一般的心理や信条に着目する者もいる。彼らは、次のように考える。貧困や環境悪化といった世界規模で起こっている諸問題を解決するには、人々の実際の行動が必要である。しかし、人は単に道徳的真理に基づいて行動しているわけではない。したがって、人々の心理や信条(行動を促す動機にあたる部分)を踏まえて構築された理論こそ、実践的で「強力な」(compelling)理論である、と彼らは考えるのである(例えば Pogge 2008)。

本研究ノートでは、英国の哲学者ティム・ヘイワード(Tim Hayward)のグローバル正義論を簡潔に紹介する。彼は、エディンバラ大学環境政治理論教授として長年にわたり政治哲学・社会哲学の研究を牽引してきた。また、彼は、上述の現実的アプローチからグローバル正義論を組み立ててきた人物のひとりである。日本においてはほぼ無名とも言えるこの人物であるが、彼の学術的貢献は欧米圏で高く評価されてきた^{*2}。特に、環境倫理分野における貢献(Hayward 1994, 1998)が大きい。近年ではグローバル正義の哲学にエコロジーの視点をいち早く取り入れてきたことで重要視されてきた。「エコロジーとグローバル正義」という重要なテーマについて、ヘイワードが著書という形で体系的に論じているものはまだないが、彼がこれまで出版してきたグローバル正義に関する論文や関連分野における著書から、彼のグローバル正義論の断片をかき集め、以下にまとめる。第2節では彼の「人権論」について、第3節では彼の「体制的危害論」について、そして第4節では最新の「金融論」とそこで展開された彼の「国家論」について紹介する。いずれの論においても、彼の現実的視点を見出すことができる。第5節では、ヘイワードの議論がグローバル正義に関する研究領域においてどう受けとめられてきたのかについて説明する。具体的には、彼の議論が他の学者から受けてきたいくつかの反論と、それらに対して彼がどのように返答してきたのか(あるいはどのように返答しうるのか)について触れる。結論の節では、ヘイワードが自身の論に取り入れた5つの現実をあらためて列挙する。また、彼が今後検討すべきひとつの課題を指摘することで本ノートのまとめとする。

^{*2} 唯一存在する彼の邦訳本は、小倉武一氏による Hayward 1994 の邦訳『生態の思潮—エコロジーの政治』(食料農業政策研究センター国際部会, 1996)である。

2 人権とエコロジー

ヘイワードのグローバル正義論において中核的な役割を果たしてきたのは「人権」という概念である。彼は次のように述べている。「もし、われわれが、正義にまつわる諸観念の評価基準として、人権という考えに概念的および規範的に依拠することができないのならば、われわれはそもそも、人をうなずかせるほどの説得力を持ってグローバル正義について語ることはできないのではないか、と思う」(Hayward 2009, 293)。

ヘイワード(Hayward 2005, 38-47, 2013a)によれば、「人権」とは、ある社会的役割を持った「便利な言葉・言い回し・表現」(‘a convenient shorthand’ [Hayward 2013a, 32])である。人は、「人権」という言葉を使って、他者あるいは社会全体に対し、善悪に関する何らかの道徳的判断を表明している。つまり、ある人が「Xは人権である」と主張した場合、その人は、「Xを保障するような行為は正しいがXを脅かすような行為は間違っている」といった道徳的判断を、他者あるいは社会全体に対し、簡潔に伝えようとしているのである。そして、この人の「Xは人権である」という道徳的主張が広く社会的に認められ、多くの人々が「その通りである」と認識するようになれば、単なる「主張」に過ぎなかったもの(人権の主張)は社会的拘束力を持つ確固たる「規範」(人権規範)へと昇格する、というのがヘイワードの意見である。この論において重視されているのは、以下の点である。すなわち、「個人的な価値判断に基づく善悪の主張」(例えば人権の主張)は民主的な「社会的承認」を得ることで社会を拘束する「規範」(例えば人権規範)へと変わるという現実である。したがって、ヘイワードの人権論には、「道徳規範の形成に関する社会的現実」が反映されているのである*3。

さらに、ヘイワードの人権論においては、もうひとつの現実が重要な役割を果たしている。それは「人間の生存にまつわるエコロジー的現実」である。つまり、「人は劣悪な自然環境の中では健康かつ自律的な生存を保つことができない」という生物学的事実である。「生存権」はすでに「人権規範」として広く社会的に承認されている。ならば、「環境権」(健康かつ自律的な生存に適した環境への権利)も「人権規範」として(今後)広く社会的に承認していくべきだ、というのがヘイワードの主張である(Hayward 2005, 25-61)。

また、環境権を人権規範として広く社会的に承認すべき根拠もある、とヘイワードは主張する。ここで、ヘイワードは、ある権利を「真の(genuine)人権」として正当化するための基準を挙げる(Hayward 2005, 47-54)。その基準とは、(1)「道徳的最重要性」(moral paramountcy)、(2)「普遍性」(universality)、および(3)「実行可能性」(practicability)である。これらは、そもそもはモーリス・クランストンが挙げた基準である(Cranston 1967)。環境権は、これらの基準のうち、(1)と(2)は満たしていると言える。なぜなら、適切な自然環境は人間が生存するために必要な最重要条件であり、人間であれば普遍的に誰もがそれを必要

*3 ヘイワードの人権論は、法哲学者であるH.L.A.ハートの自然権に関する議論(Hart 1984)やフランクフルト学派のユルゲン・ハーバーマスの人権論(Habermas 1998)から影響を受けている(Hayward 2005, 41, 43)。また、ヘイワードと同様の人権論を展開している哲学者として、アマルティア・セン(Sen 2004)を挙げることができる。

とするからである。一方、第3の「実行可能性」については議論の余地がある。特に以下の点が問題となる。環境権は、消極的義務（環境を汚染しない義務）のみならず、積極的義務（環境を保護する義務や環境汚染の影響に対して補償を行う義務など）をも発生させる。しかし、積極的義務は、消極的義務に比べ、履行の際にかかる負担が大きい。そのため、環境権は実行不可能な権利かもしれない。換言すれば、環境権の保障は不可能かもしれない。そのように判断した場合、環境権はクランストンの挙げた実行可能性という基準を満たさない。では、環境権は「真の人権」ではないのだろうか。

実のところ、環境権が「真の人権」であるかどうかについて判断する際、この権利が実行可能かどうかという点はさほど重要ではない。ヘイワードはそのように考える。彼がそのように考える理由は3つある。まず第1に、環境権は、確かに保障における負担が大きいと見ると実行不可能に見えるかもしれない。しかし、そのような権利であっても、一定層の人間が保障に尽力すれば十分実行可能となる場合がある。例えば、世界の富裕層が、各人の能力に応じた分の義務を履行すれば、環境権やその他の人権が保障される可能性は十分にある。要するに、環境権は、確かに保障の際の負担が大きいかもしれないが、だからと言って実行不可能であるとは限らないのである。

第2に、クランストンが（実行可能であるという理由で）「真の人権」であると認めている権利でさえも、実は保障の際にかかる負担が大きい可能性がある。クランストンは、例えば「拷問を受けない権利」を「真の人権」として認めている。この権利は、消極的義務の履行（拷問しないこと）のみを必要とするため、保障の際の負担が小さいと一般的には考えられている。しかし、この権利を実際に保障するには、警察機関や司法機関の配備・運営（積極的義務の履行）が必要となる。要するに、拷問を受けない権利を保障する際の負担は、一見すると小さいように思えるが、実は非常に大きい可能性がある。そのような権利を「真の人権」として認めるのであれば、同時に環境権を「真の人権」として認めても、論理的におかしくない。むしろ、保障の際に必要な負担を理由に、「拷問を受けない権利は真の人権であり、環境権は真の人権ではない」と判断するほうが、論理的に言うておかしい。なぜなら、保障の際に必要な負担は、どちらの場合も同様に大きいと言えるからである^{*4}。

そして第3に、環境権は、道徳的最重要性と普遍性という基準を満たす権利である。したがって、環境権は道徳的に見て非常に重要な権利である。であるならば、われわれは、「環境権は実行不可能である」と決めてかかるよりも、「この権利を何とかして実行していこう」という意志を持つべきである。要するに、ある権利が「真の人権」であるかどうかについて判断する際に重要な点は、その権利が実行可能かどうかということよりも、その権利を国の政策等を通じて何とか保障していこうという政治的意志をわれわれ市民が持っているかどうかなのである。

こうした議論に基づき、ヘイワードは環境権を「(真の)人権」として正当化する^{*5}。そして、この権利は、

^{*4} これら第1と第2の点については、「基本権」(basic rights)という概念を論じたことで有名なヘンリー・シューも、生存権を正当化する上で、同様の主張を展開している(Shue 1988, 1996)。

^{*5} ヘイワードは、人権を中心に環境について語る哲学者であり、その点で環境を人間中心主義的に理解している。一方で、彼は、倫理的に見て問題のある人間中心主義と、そうでない人間中心主義とを区別している(Hayward 2013b, 232-33)。倫理的に問題のある人間中心主義とは、人間をあたかも自然環境から独立した存在・自然環境に対して絶対的支配力を持つ存在として捉えるような考え方である。しかし、実際のところ、人間は自然環境から独立した存在で

次節で示す通り、ヘイワードの体制的危害論においても非常に重要な役割を果たすのである。

3 体制的危害と環境権

現行(資本主義)の世界経済体制において、生産活動に必要な地球資源(大気を含む)は不平等に交換されている。これはエコロジカル・エコノミクスの分野で広く認められている実証的事実である(例えば Hornborg 2013)。ヘイワードは、この「世界経済の現実」を踏まえて、体制的危害(世界経済体制に起因する危害)について論じている(Hayward 2008, 2009)。地球は1個の「生態的空間」(ecological space)を構成する。人類はこの空間の中で共存している。この空間が持続可能な形で人類の生産・消費活動に必要な物質資源を産出したり、そのような活動から出る排出物を吸収したりする能力には限界がある。したがって、ある集団(例えば先進国)が生態的空間のもたらす物質資源や吸収能力を過剰に摂取すれば、別の集団(例えば途上国)がそうした資源や能力を利用する機会を失うことになる。もちろん、先進国側と途上国側が、同時に生態的空間をむさぼるような状況も想定できる。結果は現状に見られるような世界規模での環境悪化である。重要なのは、途上国が貧困を軽減するには経済発展が必要であり、経済発展のためには生態的空間を利用する必要がある、という点である。そして、先進国は、生態的空間を過剰摂取することで、地球環境の限界内で経済発展を遂げる機会を、途上国から奪っている、という点である。ヘイワードは次のように述べている。

世界が有する資源は有限である[...]。すべての人が現在富裕層のやっている速度で資源を利用するというのであれば、地球がさらに2, 3個必要だろう。だが地球は1個だけである。(また、富裕層が現在利用している資源と等質・等量の新資源が今後この地球上において発見または開発されるのだとしても、今の貧困層が生きている間にそれが起こると想定するに足る理由はない。)したがって、人間の基本的ニーズを満たすのに十分な速度で資源を利用する機会さえも、(今の貧困層とそして未来世代を含む)他者から効果的に奪うほどの速度で、資源を利用している者達がいる、というのが現状である。(Hayward 2008, 14)

そして、この「機会の略奪」こそが、発展を必要としている途上国の貧困層に対する「危害」にあたるのだ、とヘイワードは主張するのである。

さらに、この体制的危害は人権(特に上述の環境権)に抵触するという意味で「不正義」なのだ、とヘイワードは考える。彼によれば、「最も際立っていて、かつ最も基本的な人権とは、(最低限まともな人間的)暮らしの手段に対して(確実に)アクセスできる権利である」(Hayward 2008, 15)。付け加えるならば、そのような手段には、前節で述べた、人の健康的生存に適した地球環境(=生態的空間)へアクセスする

なければ、自然環境に対して絶対的支配力を持つ存在でもない。人間は自然環境の中に生き、自然環境に依存する存在なのである。(そもそも自然環境がなければ人間は生命・生存・健康・自律的生活といったものを保てない。)一方、倫理的に問題のない人間中心主義とは、人間と自然環境との相互関係を十分に理解し、人間の自然環境に対する依存性を十分に理解しているような考え方である。ヘイワードが支持するのは、後者の、倫理的に問題のない人間中心主義である。

権利(環境権)が含まれる。したがって、「人間からこのアクセスを奪わないことが第1の義務であり、消極的な義務でもある」(Hayward 2008, 15)。現状の世界経済体制を通じて、先進国の富裕層はこの消極的な義務を侵害しており、それによって途上国の貧困層の環境権を侵害している、というのがヘイワードの論旨である。

4 金融と国家

近年出版された著書 *Global Justice and Finance* (2019)においても、ヘイワードの現実的視点は重要な役割を果たしている。ヘイワードは、この著書の中で、グローバル正義を論じる主流の哲学者に共通して見られる「金融」(finance)や「金」(money)に対する不理解を痛烈に批判している。例えば、トマス・ポグゲやピーター・シンガーによれば、現行の金融システムを通じた途上国への金の譲渡によって、貧困は簡単に解決できるという(Pogge 2008, 202-21; Singer 2015)。また、彼らによれば、金を譲渡する側(先進国)の各人が負担すべき額は、大した額ではない⁶。しかし、ヘイワードはこうした見解を批判的に見ている(Hayward 2019, 95-106)。彼によれば、ポグゲやシンガーが前提としているのは、次のような仮定である。すなわち、現状においては、一定額の金(例えば 100 ポンド)が先進国において有する購買力よりも、その額が途上国において有する購買力のほうが大きい、という仮定である。したがって、先進国側の各人から見れば少ない額の譲渡であっても、途上国においては「善良なてこ入れ」(benign leverage)としての効果を発揮し、貧困層の生活改善につながる、と仮定されるのである⁷。しかし、ヘイワードによれば、このように仮定するのは安易すぎる、というのである。なぜなら、より多くの人が金を寄付すればするほど、あるいはより多くの金が国際的譲渡に流れれば流れるほど、譲渡された金が途上国において有する購買力は低下するからである。というのも、金の譲渡を通じてより多くの金が途上国内に出回ることにより、途上国における需要が供給に対して大きくなる。これにより、途上国における物価(生活必需品を含む)が高騰する。結果、譲渡された金が途上国において有する購買力は低下するのである。また、多額の金の譲渡が引き起こす複雑な金融市場への影響も考慮する必要がある、とヘイワードは指摘する。

この批判において重要な役割を果たしているのは、金融システムに関する社会科学的知識である。つまり、ここにおいても、ヘイワードは、現実、すなわち「金融の現実」を踏まえた議論を行っているのである。ちなみに、ヘイワードは途上国支援そのものに反対しているわけでは決してない。金融システムの複雑性を考慮に入れた上で支援策を考案すべきだ、と彼は考えているのである。単に金銭的支援を行うだけでは不十分であり、そうした支援が負の効果をもたらさぬよう、現行の金融システムに手を加え、しかるべき制度的条件を整えるべきだ、というのが彼の見解である。

ここで追記しておくべき点は、ヘイワードの金融論は彼の環境権に関する議論と必ずしも無関係では

⁶ シンガーはチャリティー団体を通じた個人的献金を支持し、ポグゲは新たな国際課税制度の導入を通じた制度的献金を提案している。この点で両者の見解には違いが見られるが、両者ともに、先進国側にいる個人の小規模な金銭的負担によって途上国側の貧困が解決できると考えている点では共通している。

⁷ ここで言う「善良なてこ入れ」とは、てこの原理のように小さな努力(小さな個人的負担)が大きな結果(貧困の解消)を生むことを指している。

ないという点である。先に述べた通り、グローバル正義に関するヘイワードの理論において、環境権は非常に大きな役割を果たしてきた(第2節・第3節)。これは彼の金融論においても例外ではない。ヘイワードは、現行の金融システムを通じた金のやり取りによって環境問題を解決することがはたして可能か否かという疑問について考察している(Hayward 2019, 107-22)。結論を言えば、彼の答えは「ノー」である。例えば環境税を課すことで金を集め、集めた金を排出削減やクリーン・テクノロジーの開発に投資するような政策を、国家規模または世界規模で採用したとしよう^{*8}。このような政策が前提としているのは、集金時の金の価値と、投資時の金の価値が等しいという点である。しかし、実際は金の価値は不安定である。様々な事情によって金の価値は変動してしまう。したがって、環境税を通じて集金した金が必ずしも十分な環境投資に繋がるとは限らない、というのがヘイワードの考えである。この考察は、ヘイワードが支持する環境権との関連でも、重要な意味を持つ。環境問題は、人間の環境権を脅かすような人権問題である。たった今述べた通り、ヘイワードによれば、現行の金融システムを通じて環境問題を解決することはできない。これを言い換えれば、現行の金融システムを通じて環境権への脅威を排除することはできない、ということである。

ヘイワードの金融論に見られるもうひとつの興味深い点は、彼がある種の「国家論」をそこで展開していることである。グローバル正義の哲学における重要な議題のひとつは、世界規模での正義実現に向けて国家が果たすべき役割についてである。すなわち、グローバル正義の実現に向けて、国家はどのような役割を果たすべきなのか、そしてそもそもなぜ国家を中心に据えたグローバル正義論を構想する必要があるのか、という疑問についてである。ヘイワードは、彼の金融論の中で、こうした疑問のひとつである「なぜ」に対し、価値観の文化的多様性を踏まえた現実的な答えを与えている。彼によれば、コスモポリタンの中には分断された現存の諸国家を排除した「世界国家」を提案する者がいるが、そのような世界が特定の価値観(特に現在欧米にはびこっている新自由主義的価値観)を全世界に押し付ける結果になりはしないか、という不安がある。ヘイワードは、こうした不安を考慮した上で、現在考えられる最も現実的かつ健全な正義実現体制は国家を中心に据えたものであると指摘する(Wiedenbrüg, Hayward, and O' Neill 2020)。

5 反論と返答

ヘイワードの議論は、グローバル正義に関する研究領域において、どのように受けとめられてきたのだろうか。ここでは、彼の議論が他の学者から受けてきたいくつかの反論と、それらに対して彼がどのように返答してきたのか(あるいはどのように返答しうるのか)について説明する^{*9}。

^{*8} 例えばサイモン・ケイニーがこのような政策を支持している(Caney 2010, 221)。

^{*9} 本節の議論は、本ノートを査読してくださった方による非常に有益なコメントをベースにしている。したがって、ここで謝辞を述べたい。

5.1 ダレル・メンドルフ

ダレル・メンドルフは、ヘイワードの人権論にある程度の賛意を示している(Moellendorf 2014, 150, 脚注 63)。しかし、そうしつつも、人権論を中心に据えて環境問題を論じるようなアプローチ(人権アプローチ)には限界があるとも主張している(Moellendorf 2014, 24-26, 230-33)。この点に関するメンドルフの主張を整理すると、次のようになる。ひとつの人権問題を解決できるような政策を実施したために、結果として、別の人権問題を悪化させてしまうような場合がある。環境問題(特に気候変動)の事例はそのような場合に当たる。気候変動は、将来的に人の健康や生存を脅かすような人権問題である。しかし、われわれが現在目の当たりにしている世界的な貧困もまた、人権問題である。気候変動という将来的な人権問題を解決するには、例えば二酸化炭素の排出量を世界規模で削減していくような政策が必要である。しかし、そのような政策を実施した結果、エネルギー資源(特に化石燃料)の価格が上昇してしまう可能性がある。そうなった場合、発展途上国(貧困解決のために開発・発展が必要な国々)は、開発・発展に必要なエネルギー資源を利用できなくなってしまう。結果、将来的な人権問題(気候変動)を解決するために実施された政策が、目下の人権問題(貧困)の解決を妨げてしまうのである。気候変動のような環境問題について語る際に人権アプローチを採用する哲学者(例えばヘイワード)は、こうしたジレンマについて、どう対処できるのか。これがメンドルフの挙げる疑問点である。

メンドルフが指摘したジレンマ(将来的な環境問題を解決するために実施された政策が目下の貧困問題の解決を妨げてしまう可能性)は、われわれが環境倫理や気候倫理、さらにはグローバル正義について論を組み立てる際に常に念頭に置かねばならない非常に重要な点である。しかし、メンドルフの主張は、ヘイワードの論と相反する主張ではなく、むしろ後者を支持するような主張である。というのも、ヘイワード自身は、気候変動を含む将来の環境問題について考える際、現在の貧困問題を無視しているわけでは決してないからである。むしろ、彼は環境問題と貧困問題は表裏一体のひとつの問題として捉えている(Hayward 2014a, 1-3, 24-25)。すなわち、将来の環境問題について語る際に現在の貧困問題についても考慮しなければならない、というのがヘイワードの考えである。環境問題も貧困問題も、双方ともに人権を脅かすような人権問題である。一方を解決しても、もう一方が解決できないのであれば、それは人権問題が解決されたことにはならない。したがって、ヘイワードの人権アプローチは、メンドルフの主張とも整合性がある。将来的な気候変動について何らかの解決策を考える際、その策が目下の貧困問題の解決を妨げてしまわぬよう配慮すべきだ、というのがメンドルフの要点である。一方、気候変動を含む環境問題も、目下の貧困問題も、同時に解決できるような策を思案すべきだ、というのがヘイワードの見解である。したがって、両者の考え方は相反するものではなく、互換性のあるものである。

5.2 エドワード・ページ

エドワード・ページは、ヘイワードの主張を「資源主義」(resourcism)と呼ばれる立場に分類し、資源主義の問題点を挙げた(Page 2007, 461)。資源主義とは、何らかの資源(ヘイワードの場合、地球環境が提供するあらゆる資源)を平等に分配することが正義に適うと考える立場である。ページの主張をまとめ

ると、次のようになる。資源(地球環境が提供するものを含む)を平等に分配しても、人間の福利(生存・健康・自律性など)を平等に実現できるとは限らない。例えば、寒い国に住む人々が生存や健康を保つには、何らかの方法で暖を取る必要がある。したがって、彼らは、暖かい国に住む人々よりも多くの地球資源を必要とするかもしれない。また、何らかの障害を持つ人は、最低限の生活を確保するために、障害を持たない人よりも多くの地球資源を必要とするかもしれない。したがって、地球資源を平等に分配すべきだと考えるヘイワードの資源主義的な主張は妥当でない。サイモン・ケイニーもペイジの見解に賛同している(Caney 2012, 285-86, 脚注 70)^{*10}。

この論点について、ヘイワードはどのように対応してきたのか。確かに以前、ヘイワードは、環境権を地球資源の平等な分配を要求する権利として捉えるような論を展開していた(Hayward 2006, 360-61)。しかし、近年では、環境権は地球資源の平等な分配を要求する権利ではなく、地球資源の十分な分配を要求する権利である、とヘイワードは認識している。彼の近年の論は次のようなものである(Hayward 2014b, 14-15)。環境権が要求する正義は、すべての人が平等な分け前(平等な質・量の地球資源)を利用できるように地球資源を平等に分配することではない。すべての人が十分な分け前(最低限まともな生活を営むに足る十分な質・量の地球資源)を利用できるように権利を平等に保障することである。この2つの視点には大きな違いがある。前者が分け前の平等な分配(資源平等主義、あるいはペイジが資源主義と呼んだ立場)を支持しているのに対し、後者は分け前の十分な分配(資源十分主義)と分け前に対する権利の平等な保障(権利平等主義)を支持しているのである。このように以前の論を修正することで、ヘイワードはペイジやケイニーの資源平等主義に対する反論を回避したと言える。

5.3 ジョン・オニールとアナーイ・ヴィーデンブルグ

ヘイワードの最新の著書 *Global Justice and Finance* (2019) についても、すでに反論や疑問点が挙げられている。例えば、学術誌 *Contemporary Political Theory* では、ジョン・オニールとアナーイ・ヴィーデンブルグがそれぞれの視点から同著書についてコメントをし、ヘイワード自身がそれらに返答している(Wiedenbrüg, Hayward, and O'Neill 2020)。ここでは、両名のコメントの中から、ヘイワードの国家論に対して向けられた2つの反論に注目し、それらに対するヘイワードの返答について紹介しておきたい。

オニールの挙げる論点は次のようなものである。ヘイワードは、問題となる著書の中で、現行の金融システムに対抗する勢力として、イラン、ベネズエラ、シリア、北朝鮮、キューバといった非自由主義的な国々の名をいくつか挙げている(Hayward 2019, 167-74)。しかし、オニールは、これらの国々を美化して考えるべきではないと主張する。なぜなら、そうした国々は、ヘイワードが考えているほど正義に適うような国々ではないからである。オニールによれば、そうした国々は環境正義の観点からも社会正義の観点からも擁護できるような国々ではない。そうした国々は環境的に見て持続不可能であるし、国内の社会

^{*10} なお、ケイニーは、同注釈の中で、ヘイワードの論の別な側面についても反論を述べている。この反論は、「排出権」(二酸化炭素を排出する権利)を「人権」として捉えるべきではないというヘイワードの主張(Hayward 2007)に向けられたものである。「排出権は人権か否か」という疑問に関するヘイワードの見解をまとめることが本ノートの目的ではないため、この論点についてはここでは割愛する。

的・経済的不平等も大きい。

一方、ヴィーデンプルグの挙げる論点は次のようなものである。ヘイワードによれば、金融システムを公共の利益(例えば人権の保障)に資するような形で運営するには、国家の主権を強め、国家の金融に対する管理力を高めることが重要である(Hayward 2019, 151-65)。しかし、ヘイワードは国家に期待しすぎている、とヴィーデンプルグは考える。彼女によれば、現実の国家には金融システムを管理するだけの能力も意志もない。各国の金融システムは、現状、世界規模で深く密接に繋がっている。したがって、ある国が自国の金融システムに対して持てる管理能力は小さい。他国の金融システム内で起きた問題が自国の金融情勢に大きな影響を及ぼすような事例は、多く存在する。また、各国の政治は金融産業と深く関わっている。金融システムにおいて影響力を持つ資本家が同時に国家の政治に対しても影響力を持っている、というのが現実である。そのような状況下にある国家が、金融を資本家の利益のためではなく社会全体の利益のために運営しようとするとは考えにくい。

では、これらの反論に対し、ヘイワードはどのような返答をしたのか。まずオニールの反論(非自由主義的な国々を美化している点)についてだが、これについてヘイワードは次のように返答している。自身が非自由主義的な国々を現行の金融システムに対する対抗馬として挙げた理由は、そうした国々を美化して考えているからではない。そうではなく、次の理由からである。少なくとも、自由主義的思想(現行の金融システムや資本主義経済そのものを支持するような思想)に深く染まった国々の中からは、現行の金融システムや資本主義経済そのものに対する強力な反発は生じないだろう。そのような現状においては、自由主義的思想に深く染まった国民(自由主義的な国々に暮らす市民)にではなく、自由主義的思想の外で暮らす人々(非自由主義的な国々に暮らす市民)に期待することが合理的である。そのような実践的理由から、ヘイワードは非自由主義的な国々の市民に対しシステム変革の期待を寄せているのである。

次にヴィーデンプルグの反論(現実の国家には金融システムを管理するだけの能力も意志もないという点)についてだが、ヘイワードはこれについて明確な返答を提示していない。しかし、その理由は推察できる。それは、ヘイワードが論じているのは、国家が今現状備えている能力と意志についてではなく、国家が正義の実現に向けて今後備えるべき能力と意志についてだからである。したがって、ヴィーデンプルグの反論は、実は反論になっていない。ヴィーデンプルグの反論は現状の国家の在り方(国家がしかるべき能力と意志を備えていない現状)を問題視しており、その点で実はヘイワードの見解と一致するのである。

6 結論

以上、ヘイワードのグローバル正義論に見られる4つの中核的要素(人権論・体制的危害論・金融論・国家論)について説明した。また、いずれの論においてもヘイワードの現実的視点が重要な役割を果たしているという点を示した。以下に、ヘイワードが着目した、現代世界を特徴づける5つの現実をあらためて列挙しておく。

- i. 道徳規範の形成に関する社会的現実

- ii. 人間の生存に関するエコロジー的現実
- iii. 地球資源の不平等交換に関する経済的現実
- iv. 金融システムの複雑性に関する現実
- v. 価値観の文化的多様性という現実

最後に、ヘイワードが今後自身の理論をさらに発展させる上で検討すべきひとつの課題を以下に指摘しておきたい^{*11}。

ヘイワードのみならず、現実を重視する政治哲学者が、グローバル正義を実現するための具体策について(特に支援の在り方について)考察する際に、必ず考慮に入れるべきもうひとつの現実がある。それは、「支援」と一口に言っても、支援には様々な形態がある、という現実である。ヘイワードが著書 *Global Justice and Finance* (2019) の中で行った、支援に関する批判的検証は、ひとつの支援方法に対して向けられたものにすぎない。それは、金銭的支援という非常に単純な支援方法である。しかし、支援の方法については様々なものが考えられるし、実際に様々な形態の支援が実施されてきた。例えば、単に金そのものを渡すのではなく、金をまず医薬品や食糧その他の生活必需品に換えてから途上国へ譲渡するという形態の支援も存在する。医薬品の場合、市場を介して被援助国民に引き渡されるわけではないし、食糧その他の生活必需品の場合、それらが途上国の市場に流入することで途上国における生活必需品の物価が低下する効果もある。生活必需品の物価が低下すれば、途上国の人々がそれらを買って求めやすくなる。したがって、そうした現物支援の場合、単なる金銭的支援とは違い、ヘイワードが心配するような物価高騰を招く可能性は低い。さらに、ODA(政府開発援助)の場合、支援金は例えば土木工事の促進(土木機械の購入や労働者の動員など)に利用される。土木工事が増えれば、環境負荷は大きくなるものの、労働需要が生まれる。土木産業における労働需要の活性化は、他の産業の活性化にも繋がる可能性がある。そういった経済の活性化は、ゆくゆくは被支援国民の生活向上に繋がる。ヘイワードのような現実志向の政治哲学者は、今後、こうした支援形態の多様性についても考慮に入れながら、論を展開する必要があるだろう。

謝辞

ヘイワード教授は、私の修士論文ならびに博士論文の指導教官であった(2010年～2011年, 2013年～2018年)。そのような経緯から、数年にわたり、ヘイワード教授本人と議論する機会や、彼の研究発表を見聞きする機会が度々あった。本研究ノートの執筆にあたり、そのような議論や発表の内容が大いに役立った。したがって、ヘイワード教授に謝辞を述べたい。また、本研究ノートを丁寧に査読していただき、かつ非常に建設的なコメントをくださった2名の方々に謝辞を述べたい。

^{*11} 以下の議論は、本ノートを査読してくださった方による非常に有益なコメントをベースにしている。したがって、ここで謝辞を述べたい。

参考文献

- [1] Caney, Simon. 2005. *Justice Beyond Borders: A Global Political Theory*. Oxford: Oxford University Press.
- [2] ———. 2010. “Climate change and the duties of the advantaged.” *Critical Review of International Social and Political Philosophy* 13(1): 203-228.
- [3] ———. 2012. “Just Emissions.” *Philosophy and Public Affairs* 40(4): 255-300.
- [4] Cranston, Maurice. 1967. “Human Rights, Real and Supposed.” In *Political Theory and the Rights of Man*, edited by D.D. Raphael, 43-53. Bloomington, Indiana: Indiana University Press.
- [5] Habermas, Jürgen. 1998. “Remarks on legitimation through human rights.” *Philosophy and Social Criticism* 24(2/3): 157-171.
- [6] Hart, H.L.A. 1984. “Are There Any Natural Rights?” In *Theories of Rights*, edited by Jeremy Waldron, 77-90. Oxford: Oxford University Press. [邦訳=小林公・森村進訳 1987『権利・功利・自由』木鐸社, 所収]
- [7] Hayward, Tim. 1994. *Ecological Thought: An Introduction*. Cambridge: Polity. [邦訳=小倉武一訳 1996『生態の思潮—エコロジーの政治』食料農業政策研究センター国際部会]
- [8] ———. 1998. *Political Theory and Ecological Values*. Cambridge: Polity.
- [9] ———. 2005. *Constitutional Environmental Rights*. Oxford: Oxford University Press.
- [10] ———. 2006. “Global Justice and the Distribution of Natural Resources.” *Political Studies* 54(2): 349-369.
- [11] ———. 2007. “Human Rights Versus Emissions Rights: Climate Justice and the Equitable Distribution of Ecological Space.” *Ethics and International Affairs* 21(4): 431-450.
- [12] ———. 2008. “On the Nature of Our Debt to the Global Poor.” *Journal of Social Philosophy* 39(1): 1-19.
- [13] ———. 2009. “International Political Theory and the Global Environment: Some Critical Questions for Liberal Cosmopolitans.” *Journal of Social Philosophy* 40(2): 276-295.
- [14] ———. 2013a. “The Sense and Significance of Rights Talk: A Dialectical View.” *SSRN*. <https://ssrn.com/abstract=2292089> (accessed 11 September 2017).
- [15] ———. 2013b. “Ecology, Ethics and Global Justice.” In *Linking Ecology and Ethics for a Changing World: Values, Philosophy, and Action*, edited by Ricardo Rozzi, S.T.A. Pickett, Clare Palmer, Juan J. Armesto, and J. Baird Callicott, 231-240. New York: Springer.
- [16] ———. 2014a. “Just Institutions for a Crowded Planet.” *JWI Working Paper 2014/06*. Edinburgh: Just World Institute. https://www.academia.edu/8789626/Just_Institutions_for_a_Crowded_Planet (accessed 2 April 2021).
- [17] ———. 2014b. “Equality and Ecological Space.” *JWI Working Paper 2014/02*. Edinburgh: Just

- World Institute. https://www.academia.edu/6635620/Equality_and_Ecological_Space (accessed 2 April 2021).
- [18] ———. 2019. *Global Justice and Finance*. Oxford: Oxford University Press.
- [19] Hornborg, Alf. 2013. *Global Ecology and Unequal Exchange: Fetishism in a Zero-Sum World*. Abingdon: Routledge.
- [20] Miller, David. 2007. *National Responsibility and Global Justice*. Oxford: Oxford University Press.
- [21] Moellendorf, Darrel. 2014. *The Moral Challenge of Dangerous Climate Change: Values, Poverty, and Policy*. Cambridge: Cambridge University Press.
- [22] Page, Edward A. 2007. “Intergenerational Justice of What: Welfare, Resources or Capabilities?” *Environmental Politics* 16(3): 453-469.
- [23] Pogge, Thomas. 2008. *World Poverty and Human Rights*. 2nd ed. Cambridge: Polity. [邦訳=立岩真也監訳 2010 『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか—世界的貧困と人権』生活書院]
- [24] Sen, Amartya. 2004. “Elements of a Theory of Human Rights.” *Philosophy and Public Affairs* 32(4): 315-356.
- [25] Shue, Henry. 1988. “Mediating Duties.” *Ethics* 98(4): 687-704.
- [26] ———. 1996. *Basic Rights: Subsistence, Affluence, and U.S. Foreign Policy*. 2nd ed. Princeton: Princeton University Press.
- [27] Singer, Peter. 1972. “Famine, Affluence, and Morality.” *Philosophy and Public Affairs* 1(3): 229-243. [邦訳=児玉聡監訳 2018 『飢えと豊かさと道徳』勁草書房, 所収]
- [28] ———. 2015. “The Logic of Effective Altruism.” *Boston Review*. <http://bostonreview.net/forum/peter-singer-logic-effective-altruism> (accessed 11 September 2017).
- [29] Wiedenbrüg, Anahí, Tim Hayward, and John O’Neill. 2020. “Critical Exchange: Disenchanted Global Justice: Liberalism, Capitalism and Finance.” *Contemporary Political Theory*. <https://doi.org/10.1057/s41296-020-00440-2> (accessed 2 April 2021).

著者情報

岩城志紀(成蹊大学経済学部)